

# 千葉県県土整備部優良委託業務等表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、千葉県県土整備部が実施する建設事業に係る委託設計業務等（調査、測量、土木設計、建築設計業務）（以下「委託業務」という。）のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる委託業務及び優秀な技術者（以下「優秀技術者」）を表彰し、技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的とする。

(表彰部門)

第2 表彰の種類は、次に掲げる各部門とし、事業者及び業務を担当した管理（主任）技術者を表彰するものとする。

- (1) 調査業務部門
- (2) 測量業務部門
- (3) 土木設計業務部門
- (4) 建築設計業務部門

(表彰審査対象)

第3の1 表彰審査対象となる発注委託業務は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 表彰年度の前年度に完成した委託業務であること。
- (2) 県内、県外すべての受注者を対象とする。
- (3) 最終受注金額が200万円以上の委託業務であること。
- (4) 委託業務成績評定点が81点以上の委託業務であること。
- (5) 表彰の対象としてふさわしくない行為がないこと。

第3の2 表彰審査対象となる技術者は、第3の1に定める委託業務のうち、「管理（主任）技術者評価」が81点以上の評価を受けた委託業務に従事した管理（主任）技術者とする。

(欠格事項)

第4 次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の審査対象としないものとする。

(1) 委託業務の受注業者において、表彰する年度の前年度以降に、建設業法又は測量法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止を受ける等、受注者として好ましくない行為がある場合。

(2) その他、表彰に相応しくない事実が受注者にある場合。

(被優良委託業務等の選定)

第5 優良委託業務及び優秀技術者（以下「優良委託業務等」）は、第3の1に定める表彰審査対象業務及び第3の2に定める表彰審査対象技術者を発注機関が優良委託業務等表彰報告書（別記第1号様式）及び優良委託業務等表彰対象一覧（別記第2号様式）により報告し、別に定める千葉県県土整備部優良委託業務等選定委員会（以下「委員会」という。）が厳正に審査し、選定するものとする。

(被優良委託業務等の決定)

第6 優良委託業務等は、委員会の報告を受けて県土整備部長が決定する。

(表彰の方法)

第7 表彰は、優良委託業務については表彰状、優秀技術者については賞状を県土整備部長より授与して行う。

(表彰の期日)

第8 表彰日は、毎年度県土整備部長が決定する。

(表彰の取消し)

第9 県土整備部長の表彰後に、当該表彰業務に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、委員会にて審議の上、当該表彰業務に係る表彰を取り消し、被表彰者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 被表彰者の責による成果品と現場の乖離によって、「不具合による評定減点制度」に基づく減点がされたとき。
- (2) 契約不適合修補又は損害賠償が実施されたとき。
- (3) 被表彰者が法令違反等により処分を受けたとき。
- (4) 表彰に相応しくない事由が発生したとき。
- (その他)

第10 本表彰要綱に定めるもののほか、必要が生じた事項については委員会を開催し、決定するものとする。

#### 附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

第1号様式（その1）

第 年 月 日 号			
様			
長			
○年度完成優良委託業務等報告書			
部門名			
路線河海名等			
委託業務名			
業務箇所			
業務概要			
受注金額	円		
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
完成年月日	年 月 日		
受注者 住所・連絡先	〒 ー 電話 ( )		
(ふりがな)			
受注者氏名			
(ふりがな) 受注者代表者 職・氏名		(ふりがな) 管理(主任) 技術者	
業務委託 成績評定点	点	管理(主任) 技術者評価	点

第1号様式（その2）

評価項目			
評価理由			
発注機関		主務課	
<p>【その他特記事項】</p>			
<p>1. 法人の場合は、商号、代表者名を記載。</p> <p>2. 報告書の添付資料</p> <p>1) 委託業務概要</p> <p>2) 委託業務成績評定表(写し)</p> <p>3) 委託業務箇所図 (電子データの場合は極力画質の高いもの)</p> <p>※報告に当たっては、次の事項に十分留意すること。</p> <p>① ○○年度以降において、建設業法又は測量法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止等、受注業者として好ましくない行為があった場合には原則として対象としないこと。 なお、報告後に指名停止等の処分を受けた場合についても、表彰対象外とする。</p> <p>② 原則として毎年度の表彰を妨げない。</p>			

